宮城県防災会議 第1回地震対策等専門部会 主な協議事項

(宮城県地域防災計画 地震対策編・津波対策編)

平成 24 年 9 月 14 日(金)

1.	対象とする津波について	Р1
2.	対象とする地震について	P2
3.	高齢者等災害時要援護者向けの情報伝達手段について	Р3
4.	災害時要援護者の所在把握や避難支援の方策について	Р5
5.	津波からの避難誘導時における防災従事者の安全対策について	Р7
6.	津波からの避難時における自動車利用について	Р8
7	自主防災組織や防災訓練等に県民の参画を促すための方策について	P10

【津波対策編】

1. 対象とする津波について

(事務局素案の記載内容)

津波対策編 第2章 災害予防対策 第1節 総則

1 <u>発生頻度は極めて低いものの</u>, <u>発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波</u> (東北地方太平洋沖地震津波)

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを 最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設 等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場 所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸 水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機 能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波 (宮城県沖地震,昭和三陸地震津波)

人命保護に加え,住民財産の保護,地域の経済活動の安定化,効率的な生産拠点の確保の観点から,海岸保全施設を整備し,津波からの防護を図るものとする。

3 津波地震や遠地津波等 (明治三陸地震津波,チリ地震津波)

必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対する知識の普及,津波監視体制,伝達体制の整備,及び「発生頻度が高い津波」同様に人命保護に加え,住民財産の保護,地域の経済活動の安定化,効率的な生産拠点の確保の観点から,海岸保全施設を整備し,津波からの防護を図るものとする。

上記、素案の表現に対し、追加・修正する事項はありますか。

1

2. 対象とする地震について

【地震対策編】

(事務局素案の記載内容)

地震対策編 第2章 災害予防対策 第1節 総則

1 海溝型地震(東北地方太平洋沖地震)

発生確率は低いが,最大クラスの海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動(東 北地方太平洋沖地震等)を想定の対象とする。

この場合,構造物・施設等は,高レベルの地震動に際して人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

また,海溝型巨大地震が発生した場合の地震災害対策の立案に当たり,被害が広域に渡り,被災地のみの対応では限界があることから,日本全国の地域との相互支援の観点から検討を行う。

2 海溝型地震(宮城県沖地震(単独·連動))

宮城県沖地震等,構造物・施設等の供用期間中に1~2度程度発生する確率を持つ一般 的な地震動を想定の対象とする。

この場合、構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。

3 内陸直下型地震(長町ー利府線断層帯の地震)

発生確率は低いが、内陸<u>直下型地震に起因する更に高レベルの地震動(長町ー利府線</u>断層帯の地震)を想定の対象とする。

上記、素案の表現に対し、追加・修正する事項はありますか。

3. 高齢者等災害時要援護者向けの情報伝達手段について

【津波対策編】

(事務局素案の記載内容)

津波対策編 第2章 災害予防対策 第11節 情報通信網の整備

第4 沿岸市町における災害通信網の整備

3 地域住民に対する通信手段の整備

災害時の情報伝達手段として,防災行政無線のみならず,<u>県が計画する公共情報コモンズを介し</u>,CATV,コミュニティ FM 等のメディアの活用<u>への情報配信や活用への働きかけ</u>,<u>携帯電話(緊急速報メール機能を含む。),ワンセグ,データ放送等のほか</u>,アマチュア無線等情報ボランティアの協力等について検討し,災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

津波対策編 第2章 災害予防対策 第20節 災害時要援護者・外国人対策

第3 高齢者, 障害者等への対策

- 2 在宅の要援護者の災害予防対策
 - (2) 支援体制の整備

県及び沿岸市町は、ガイドラインや手引きを参考とし、自主防災組織の育成及び指導並びに 社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町 内会などの地域社会全体で要援護者を支援するための体制づくりを行う。

津波対策編 第3章 災害応急対策 第3節 災害広報活動

第3 沿岸市町の広報

2 広報実施方法

あらゆる広報媒体を利用して有効, 適切な広報を行う。

<u>また</u>,情報の内容,地域,時期,被災者(一般・高齢者・障害者・外国人等)に応じた広報を行う。

- (1) 同報無線, 有線放送等による広報
- (2) 広報車による巡回広報
- (3) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
- (4) 広報紙による広報
- (5) チラシ、パンフレットによる広報
- (6) 避難所への広報班の派遣
- (7) 自主防災組織を通じての連絡
- (8)携帯メールや緊急速報メール
- (9) CATV, コミュニティーFM放送等への情報提供
- (10) 臨時災害放送局の開設

国の調査や既存のガイドライン等では、以下のような項目や意見も挙げられていますが、大綱としての位置づけである地域防災計画上の表現は上記のとおりでよろしいでしょうか。

総務省 災害時における情報通信の在り方に関する調査結果(概要) (H24.3)

災害時要援護者の避難対策に関する検討会 災害時要援護者の避難支援ガイドライン (H18.3) 他

課題 対策の方向性

○ 防災無線が聞こえなかっ ○ 屋外スピーカーで流す防災無線情報を受信できる「**防災ラジオ**」

た(近くになかった、耳に 入らなかった等)が約6 割

聴覚障害者、視覚障害者、肢体不自由者への対応

導入

- 入らなかった等) が約6 **高齢者でも扱える携帯端末**(ワンタッチボタン、GPS機能付)
 - デジタルサイネージのような情報を流しっぱなしのもの
 - 要援護者を支援するための**専用の通信手段**の構築
 - 要援護者の特性を踏まえつつ、要援護者の日常生活を支援する 機器等を防災情報伝達に活用
 - <例>・聴覚障害者:インターネット、いわゆる「**見えるラジオ**」等
 - ・ 視覚障害者:受信メールを読み上げる携帯電話
 - ・ 肢体不自由者: フリーハンド用機器を備えた携帯電話

【津波対策編】

4. 災害時要援護者の所在把握や避難支援の方策について

(事務局素案の記載内容)

津波対策編 第2章 災害予防対策 第20節 災害時要援護者・外国人対策

第3 高齢者,障害者等への対応

- 1 社会福祉施設等の安全確保対策
 - (4) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

- 2 在宅の要援護者の災害予防対策
 - (1) 要援護者の把握

沿岸市町は、災害による犠牲者となりやすい要援護者の把握に努め、発災時に迅速な対応が とれるよう備える。

なお,沿岸市町は、ガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

- イ 要援護者の所在把握
- (ア)沿岸市町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要援護者をリストアップし、どのような要援護者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめるように努める。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されることなどについて事前に本人又はその家族から同意を得ておく。

また,平常時から要援護者と接している沿岸市町の福祉部局,社会福祉協議会,民生委員,ケアマネージャー,介護職員等の福祉サービス提供者,障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

- (イ)沿岸市町は,自主防災組織や,自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど,地域における共助による所在把握の取組みを推進する。
- ロ所在情報の管理
- (ア)常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。
- (イ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ,要援護者情報の開示時期,開示先の対象機関, 開示範囲を定めておく。
- (ウ) 個人情報保護の観点から、コンピュータを利用してのデータベース化やGIS化などを進めると 共に、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、常に必要最低限の情報が取り出せるよう に整備する。

なお,災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し,紙媒体での情報も保管しておく。

(2) 支援体制の整備

県及び沿岸市町は、ガイドラインや手引きを参考とし、自主防災組織の育成及び指導並びに 社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町 内会などの地域社会全体で要援護者を支援するための体制づくりを行う。

各府省庁で、下記に示す検討がなされていますが、大綱としての位置づけである地域防災計画上の 表現は上記のとおりでよろしいでしょうか。 中央防災会議 防災対策推進検討会議 津波避難対策検討ワーキンググループ 報告 (H24.7)

課題	対策の方向性		
○ 東日本大震災では要援	○ 災害時要援護者自らも防災対策を検討 するとともに、地域や行政		
護者の人数に対して避	においても支援のあり方を十分に議論		
難支援者数が不足	○ 災害時要援護者を抱えている家庭で、 避難したことを玄関に表示		
○ 消防団等による要援護	する取組 が行われている地域もあり、中を確認しなくても表から目		
者の把握には限界	視で確認できることから、避難支援者の負担軽減のため、こうした		
	取組も推進		

5. 津波からの避難誘導時における防災従事者の安全対策について

【津波対策編】

(事務局素案の記載内容)

津波対策編 第2章 災害予防対策 第17節 避難収容対策

第9 避難誘導体制の整備

県及び沿岸市町は,消防職団員,水防団員,警察官,市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため,津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

また,高齢者や障害者などの災害時要援護者を適切に避難誘導し,安否確認を行うため,地域住民,自主防災組織等の協力を得ながら,平常時より,災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに,上記の行動ルールを踏まえつつ,これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

津波対策編 第3章 災害応急対策 第13節 避難活動

第4 避難誘導

2 沿岸市町は,消防職団員,水防団員,沿岸市町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で,予想される津波到達時間も考慮しつつ,水門・陸閘の閉鎖や災害時要援護者の避難支援などの緊急対策を行う。

各府省庁で、下記に示す検討がなされていますが、大綱としての位置づけである地域防災計画上の 表現は上記のとおりでよろしいでしょうか。

中央防災会議 防災対策推進検討会議 津波避難対策検討ワーキンググループ 報告 (H24.7) 大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会 報告書 (H24.4) 消防庁国民保護・防災部防災課 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検 討会 報告書 (H24.8)

課題 対策の方向性

- 避難誘導や出動、水門 操作時などに被災
- 消防団の危険な場所で も職務を全うしようとする 意識
- 青年団等の住民組織弱体化による消防団への 過重な負担
- 避難支援者の行動ルー ルが必ずしも決められて いない

- 避難誘導や出動、水門 特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担を明確化
 - <u>巡回ルートや水門・陸閘等の閉鎖ルート</u>など具体的な対応方策に ついてルール化
 - 津波到達時間(活動可能時間)を踏まえた避難支援者行動内容 や**判断基準**を取り決め
 - 退避を優先する必要がある場合は、消防職団員や警察官等も避 難のリーダーとして、住民と一緒になって**率先して避難**
 - 水門・陸閘等の<u>自動化・遠隔操作化・耐震化・常時閉鎖や廃止</u>、 スロープ・階段の設置等の取組
 - 交通誘導の負担の軽減を図るため、**信号機電源付加装置**の整備 等の停電時信号機滅灯対策
 - 消防団の**活動・安全マニュアル**の作成、**退避ルール**の明確化
 - 地域住民等の協力を得ながら災害時要援護者が短時間で退避が 可能となる方策(個別プランの作成、車両の活用、安否確認方法 の事前ルール化など)を予め定める

6. 津波からの避難時における自動車利用について

【津波対策編】

(事務局素案の記載内容)

津波対策編 第2章 災害予防対策 第17節 避難収容対策

第2 徒歩避難の原則の周知

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するお それがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため, 県及び沿岸市町は, 自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど. 徒歩避 難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避 難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、沿岸市町は、避 難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

検討に当たっては、警察と十分調整を図る。

第7 避難路の確保

沿岸市町は、避難場所、避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意す る。

(6) 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車 両が通行可能な幅員であること。

第8 避難路等の整備

3 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点として も「渋滯」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、沿岸市町は、原則徒歩の徹 底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点部や橋梁部など、ボ トルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

津波対策編 第3章 災害応急対策 第13節 避難活動

第4 避難誘導

3 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがある ことから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、災害時要援護者の避難支援を行う場合 は、地域の実情に応じて自動車での安全かつ確実な避難を行う。

各府省庁で、下記に示す検討がなされていますが、大綱としての位置づけである地域防災計画上の 表現は上記のとおりでよろしいでしょうか。

中央防災会議 防災対策推進検討会議 津波避難対策検討ワーキンググループ 報告 (H24.7)

課題

対策の方向性

- 多くの住民等が自動車 を使用して避難
- 道路構造や都市構造に 起因するボトルネック区
- 東日本大震災において 歩行困難者が避難する場合や徒歩で避難が可能な距離に適切 な避難場所がないような場合は、自動車避難に伴う危険性を軽減 するための努力をするとともに、自動車による避難には限界量があ ることを認識して、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を 図る

- なる可能性
- 渋滞が発生した地域もあ り、自動車で避難する際 の障害に
- 間が生じ、避難が困難に 〇 避難を迅速に行うことができるよう、避難経路における電線の地中 化、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止、落 **橋防止**、盛土部の**沈下防止**等の対策を引き続き実施
 - 新規の道路建設や道路改良の際、地域の実情に応じて高台方向 に向かう車線の拡幅や多車線化など、津波避難の迅速化も念頭 に置いた検討を行う

7. 自主防災組織や防災訓練等に県民の参画を促すための方策について

【津波対策編】

(事務局素案の記載内容)

津波対策編 第2章 災害予防対策 第24節 自主防災組織の育成

第3 自主防災組織の育成・指導

2 沿岸市町の役割

沿岸市町は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき,自主防災組織育成の主体として位 置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

(2) 沿岸市町は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等 を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常 化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

津波対策編 第2章 災害予防対策 第23節 地震・津波防災訓練の実施

第4 沿岸市町の防災訓練

沿岸市町は,毎年,6月12日(みやぎ県民防災の日),9月1日(防災の日),及び11月5日(津 波防災の日)等に,地域住民参加による総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は次のと おりとし、自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通 信協議会,民間企業,ボランティア団体,及び多様な世代から多数の住民が参加し,高齢者,障害 者,外国人,乳幼児,妊産婦等災害時要援護者に配慮し,地域において災害時要援護者を支援 する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への 配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓 練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

また、沿岸市町は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れな がら行う小規模な訓練についても、普及を図る。

各府省庁で、下記に示す検討がなされていますが、大綱としての位置づけである地域防災計画上の 表現は上記のとおりでよろしいでしょうか。

消防庁国民保護・防災部防災課 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検 討会 報告書 (H24.8) 他

課題

び平均年齢の上昇

- 特に沿岸部の自治体で は、職場や自宅の被災 等で地域外へ移転した こと等により減少が加速
- 被災しなかった地域の住 民等に対し、避難の重要 性をいかに啓発していく カン

対策の方向性

- 消防団員の減少傾向及 消防団等の安全対策の強化、情報伝達体制や装備の充実、処遇 の改善(大規模災害時の出動手当、団員本人への支給、団員家 族の安否確認、退職報奨金制度等)
 - **事業所への働きかけ**(社会全体での評価、勤務先事業所でのプラ ス評価、事業所の表彰等)
 - 地域ぐるみの取組み(消防団への支援としてサービスを提供する 消防団サポート店制度等)
 - より**多様で魅力ある消防団**へ(女性消防団員の入団促進、大学・ 高校への働きかけ、専門性の向上、広域応援への取組み、防災 教育の取組み、消防団の魅力の発信)
 - 職場等における防災啓発、学校における防災教育を通じた保護 者への情報発信等を行うことにより、地域における防災啓発の取 組への参画が少ないこれらの対象者に対し、多方面から防災啓発